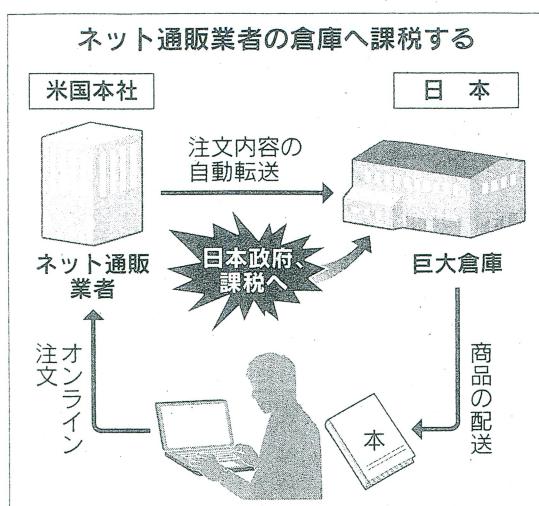


国際通販相手国で課税



OECD方針

ネット通販業者が進出先の国に倉庫を持ったいれば、進出国が法人税をかけられるよう経済協力開発機構（OECD）が課税ルールを見直す。進出国に配送料の倉庫を持ちながら、現行ルールではその国に法人税を納めなくてよい米アマゾン・ドット・コムなどが念頭にあるようだ。OECD加盟国と新興国は2016年以降に相互に租税条約を改正し対応する。

PEになると日本政府はアマゾンが日本国内で得た利益に課税できる。
OECDは9月までに具体的な課税対象の線引きなどの成案をまとめれる。11月のG20首脳会合で新たな課税ルールへの支持を各國首脳から取り付ける国を通じだ。OECD加盟国に加え、中国など新興国も租税条約を改正する。現時点では影響を受けているもようだ。倉庫が

現在の課税ルールでは、企業は進出国に支店などを有するに際して、原則、「恒久的施設(PE)」を持たなければ、法人税は本社のある国で納める。現行ルールで倉庫はPEではないため、米アマゾンは日本の倉庫から顧客に届けた商品の販売代金を米国で受け取る、つまり、米国で法人税を納めていることになる。倉庫が

▶ OECDと国際課税 世界に拠点を持つ多国籍企業に公平かつ適切に課税する仕組みを目指し、OECDが世界統一の基準の策定を進めている。OECDがまとめた新ルールはG20で共有し、日米欧と新興国が制度改正を同時に進める。

る見通しだ。楽天や日本販売企業は進出先の国に倉庫を持つのではなく現地法人を設立し、その通販モールに出店する小売店から顧客に商品を送るのが一般的だからだ。ただ、米アマゾンに類似したビジネスモデルを模索する企業は今後の経営戦略に影響がでそうだ。

見直しで法人課税の範囲が広がると日本の製造業に影響が出る可能性がある。日本の製造業は出稼などで、取引先の製造に素早く部品などを届けるための中継地點の物流倉庫を持つ。こうした倉庫も現地国政府の課税対象になると打撃だ。

日本政府や経団連は、業間取引のための倉庫対象に含めないよう主張している。OECDは吟味する方向で検討していくが、調整次第で変化の可能性もある。新ルール対象をネット通販業者限定しても、新興国が大解釈して課税に動く

範囲は中国や中南米で持つ物流倉庫に課税しようとする動きがでれば、税務訴訟がふえそうだ。日本では国税庁が09年に米アマゾンの日本事業部を巡り、日本の施設をPTEと認定して約140億円の追徴課税の処分を下した。だが、現在の国際ルールに基づく日米の租税条約があるため、追徴課税は取り消された。海外から日本にネット配信するサービスへの消費税の課税は今年10月から始まる。国内のネット業者が配信した電子書籍や音楽には消費税がかからず可拡張性に依存する可能性もある。日本の製造業が中国や中南米で持つ物流倉庫に課税しようとする動きがでれば、税務訴訟がふえそうだ。

る一方、海外配信には課税されていない不公平を解消する。